

製品における物質含有情報管理の事例

取組主体		取組内容
企業・業界団体	N P O グリーン購入ネットワーク (GPN)	<ul style="list-style-type: none"> 製品別の購入ガイドラインにおいて、「鉛、水銀、カドミウム、六価クロム、特定の臭素系難燃剤 (PBB^{*1}、PBDE^{*2}) を極力含まないこと」を考慮して購入することを推奨。 *1 ポリ臭素化ジフェニル *2 ポリ臭素化ジフェニルエーテル
	(財)家電製品協会 (AEHA)	<ul style="list-style-type: none"> 「家電製品製品アセスメントマニュアル第3版追補版」において、プラスチック中の“難燃剤含有なし”を示すマークとして下記を推奨。 表示例： >ABS< FRO
	(社)日本電機工業会 (JEMA)	<ul style="list-style-type: none"> 家電製品環境情報サイトにおいて、個々の製品 (冷蔵庫、洗濯機、エアコン) 毎に以下の情報を公開 <ul style="list-style-type: none"> - プリント基板の鉛はんだに使用されている鉛使用量 - 特定臭素系難燃剤 (PBBs、PBDPOs^{*3}/PBDEs) 使用部品 *3 ポリ臭素化ジフェニルオキシド
	(社)産業環境管理協会 (JEMAI)	<ul style="list-style-type: none"> 「エコリーフ環境ラベル」において、対象製品の鉱物資源消費量 (鉄、銅、アルミ、ニッケル、クロム、マンガン、鉛、亜鉛、金、銀等) が公開。
	グリーン調達調査共通化協議会 (JGPSSI)	<ul style="list-style-type: none"> 企業がグリーン調達調査 (含有化学物質調査) を実施する際のガイドラインを策定。調査対象物質として 24 物質群をリストアップ。
海外	電気・電子機器メーカー各社	<ul style="list-style-type: none"> 各メーカーが独自に、無鉛はんだを使用したプリント基板へのマーク表示やハロゲン系元素を使用しないプリント基板へのマーク表示を実施。 一部メーカーでは、“グリーン調達システム”を構築し、サプライチェーン上における製品含有物質情報を管理。
	欧州電子計算機工業会 (ECMA)	<ul style="list-style-type: none"> 製品中の特定化学物質 (下記参照) 不含有情報等について自己宣言のための様式を規定。 <ul style="list-style-type: none"> - 製品中の水銀、アスベスト、アゾ染料等 - プラスチック部品中のカドミウム、短鎖塩化パラフィン、鉛、PBB、PBDE - 塗料、顔料中のカドミウム、TBT^{*4}、TBTO^{*5}、六価クロム、鉛 *4 トリブチルスズ *5 トリブチルスズオキシド
	北欧3国情報技術機構 (NITO)	<ul style="list-style-type: none"> IT製品の環境側面に関する自己宣言「IT Eco Declaration」の様式を規定。以下の項目について情報を開示。 <ul style="list-style-type: none"> - プラスチック部材中の PBB/PBDE、TBBPA^{*6}、カドミウム、鉛、クロロパラフィン (C11-13) の含有 - 製品中の水銀の含有 *6 テトラブプロモビスフェノールA